

日本脳ドック学会認定施設 更新要綱

(第3回：2012年に認定を受けた施設)

【更新対象施設】

2012年に認定された日本脳ドック学会認定施設（認定期間終了日2017年3月31日）

【更新手続きの方法】

認定施設更新申請書を提出し更新審査を受ける。申請用紙は日本脳ドック学会ホームページ <http://jbds.jp/sinsei.html> からダウンロードする。

【更新申請書受付期間】

2016年8月1日～10月31日（必着）とする。

【更新における主な条件】

- ① 最新の「脳ドックのガイドライン」に準拠していること。
- ② 脳ドック実施に関する責任医師が常任していること。
- ③ 施設責任者および脳ドック実施に関する責任医師が日本脳ドック学会会員であること。
- ④ 検査項目を省略した簡易コースを併施している場合は、その内容が明らかにされ、分かりやすく区別されていること。
- ⑤ 実施項目として、問診、診察、血圧、血液検査、生化学検査、心電図検査、頭部MRI(T1、T2、FLAIR、T2*)、頭部MRA、頸動脈超音波検査、認知機能検査をルーチンとした一連もしくは他の検診との連結で行われる受診コースを持つこと。
- ⑥ 画像読影医は、脳神経外科、神経内科、脳卒中、放射線科いずれかの専門医であること。
- ⑦ 脳ドックの結果通知は、所見の有無にかかわらず担当医から面談により行われるのが望ましく、少なくとも有所見者には必ず面談により結果通知されること。
- ⑧ 脳ドックの実績として1年間の受診者数、年齢分布、性別、受診者が有する諸因子（高血圧、脂質異常、糖尿病）、脳ドックで発見された無症候性疾患（無症候性脳梗塞、大脳白質病変、未破裂脳動脈瘤）数の報告をすること。
- ⑨ 年間の受診者数は50例以上が望ましい。
- ⑩ 認定から更新申請までの5年間に日本脳ドック学会総会（第21回～第25回のいずれか）へ参加していること。
- ⑪ その他、認定時と実施内容が著しく変更され認定条件から逸脱していないこと。

※なお、提出された更新申請書の内容によっては、追加資料の請求や訪問調査を行うことがある。

【更新スケジュール】

1. 更新申請受付期間：2016年8月1日～10月31日必着
2. 予備審査：2016年11月～2017年2月
3. 施設認定審査会（本審査）：2017年2月～3月
4. 結果通知および更新料請求 2017年3月～4月
5. 新認定証の発行：2017年5～6月

【更新料】

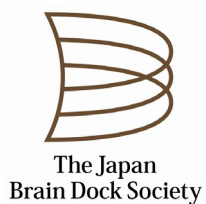
認定施設更新料を5万円とする。

【申請書提出先・お問い合わせ】

〒004-0031 札幌市厚別区上野幌1条2丁目1-10
医療法人 新さっぽろ脳神経外科病院内
日本脳ドック学会施設認定委員会
電話(011)891-2500 FAX(011)891-5100

以上

2016年4月



一般社団法人 日本脳ドック学会
〒004-0031 札幌市厚別区上野幌1条2丁目1-10
医療法人新さっぽろ脳神経外科病院内
TEL 011-891-2500 FAX 011-891-5100
(E-mail) info@jbds.jp
(URL) <http://jbds.jp/>

